

～ 市街化区域内の農地を農地以外の用途に使用する場合～
(農地法第4・5条の転用届出)

農地法第4条の届出

市街化区域内にある自己所有の農地を自分で住宅・資材置場等、農地以外の目的に転用する場合は届出が必要です。

農地法第5条の届出

市街化区域内のある農地を農地以外の目的に転用するため、所有権の移転や権利の設定を行う場合は届出が必要です。

具体的な転用事業計画のない資産保有目的や投資目的での農地の取得は認められません。

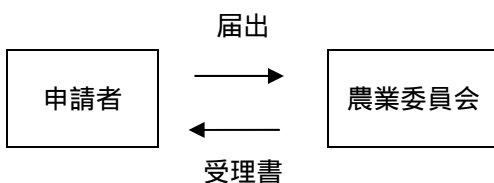
市街化調整区域内の農地を転用する場合は、許可が必要になります。

許可申請の手続き

届出者等

農地法	届出が必要な場合	届出申請者
第4条	自分の農地を農地以外に転用する場合	農地の所有者 (転用する者)
第5条	農地を農地以外に転用するため、権利(所有権・賃貸借権・使用貸借権等)を移転・設定する場合	農地の所有者 と 転用するため権利 を取得する者

届出の流れ



受理(不受理)通知書は届出書の到達があった日から10日前後で交付致します。